

市町村コード	202053	市町村たばこ税手持品課税 (令和3年10月1日実施分) 領収証書㊦	
長野県			
飯田市			
口座番号		加入者	
00530-6-960289		飯田市	
所在地及び氏名又は名称			
年度	※処理事項	事業者コード	
3			
申告期間		申告区分	
年 月分(から 年 月分まで)		申告 修正 更正 決定	
税 額	01	百 十 億 千 百	十 万 千 百 十 円
延 滞 金	02		
過少申告加算金	03		
不申告加算金	04		
重 加 算 金	05		
督促手数料	06		
合 計 額	07		
納期限	令和 4 年 3 月 31 日	領収日付印	
上記のとおり領収しました。			
(納税者保管)			

市町村コード	202053	市町村たばこ税手持品課税 (令和3年10月1日実施分) 納付書㊦	
長野県			
飯田市			
口座番号		加入者	
00530-6-960289		飯田市	
所在地及び氏名又は名称			
年度	※処理事項	事業者コード	
3			
申告期間		申告区分	
年 月分(から 年 月分まで)		申告 修正 更正 決定	
税 額	01	百 十 億 千 百	十 万 千 百 十 円
延 滞 金	02		
過少申告加算金	03		
不申告加算金	04		
重 加 算 金	05		
督促手数料	06		
合 計 額	07		
納期限	令和 4 年 3 月 31 日	領収日付印	
日 計			
上記のとおり納付します。			
(金融機関等保管)			

市町村コード	202053	市町村たばこ税手持品課税 (令和3年10月1日実施分) 領収済通知書㊦	
長野県			
飯田市			
口座番号		加入者	
00530-6-960289		飯田市	
所在地及び氏名又は名称			
年度	※処理事項	事業者コード	
3			
申告期間		申告区分	
年 月分(から 年 月分まで)		申告 修正 更正 決定	
税 額	01	百 十 億 千 百	十 万 千 百 十 円
延 滞 金	02		
過少申告加算金	03		
不申告加算金	04		
重 加 算 金	05		
督促手数料	06		
合 計 額	07		
納期限	令和 4 年 3 月 31 日	領収日付印	
指定金融機関名 (取りまとめ局)	八十二銀行飯田支店		
取りまとめ局	ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター		
上記のとおり通知します。			
(市保管)			

※この納付書は、3枚1組になっておりますので、3枚とも納付場所の窓口へご提出ください。

<納付場所>

(市役所)

飯田市役所会計窓口

各自治振興センター

(橋北、橋南、羽場、丸山及び

東野の各自治振興センターを除く。)

りんご庁舎 市民証明コーナー

(銀行)

八十二銀行本支店

長野銀行本支店

長野県及び新潟県内のゆうちょ銀行

又は郵便局

(信用金庫等)

飯田信用金庫本支店

長野県信用組合本支店

長野県労働金庫本支店

(農協等)

みなみ信州農業協同組合

<お問い合わせ先>

〒395-8501

長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 税務課 諸税係

電話 0265-22-4511

内線 5141

キリトリセン

(延滞金について)

市税を納期限後に納付する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、市税の納入金額に、次の①及び②に定める割合を乗じて算出した額の延滞金を納めていただきます。ただし、この方法で計算した延滞金の額が1,000円未満の場合はその全額を、1,000円以上で100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。

①納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、延滞金特例基準割合※に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%の割合)

②納期限の翌日から1か月を経過した後の期間については、年14.6%(延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合には当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合)

※延滞金特例基準割合 納期限の翌日から納入の日までの期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合

キリトリセン

キリトリセン

キリトリセン

キリトリセン